

普通第一種圧力容器 取扱作業主任者技能講習会

平成 30 年 12 月

普通第一種圧力容器取扱作業主任者は、労働安全衛生法第14条により、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから選任しなければならないことになっております。

神奈川県労働局長登録教習機関（登録番号第13号）・有効期間満了日（平成31年3月30日）である当支部は、下記により、普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

※ボイラー技士の免許取得者及び化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者講習修了者はこの講習を受ける必要はありません。（法14条、安則16条、ボ則62条）

■ 講習日時

● 平成 31 年 2 月 21 日(木) 9 時 00 分～15 時 00 分

2 月 22 日(金) 9 時 00 分～17 時 00 分（2 日間）

（講習終了後、修了試験を行います。この試験に合格した者に「修了証」を交付します）

※遅刻・早退は認められませんのでご注意ください。講習初日に、本人確認を致します。

■ 講習会場

● 一般社団法人日本ボイラ協会神奈川支部 講習室

横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 21-1 ダイヤビル6階（TEL:045-311-6325）

■ 講習科目

(1) 第一種圧力容器の構造 (2) 第一種圧力容器の取扱い (3) 関係法令

■ 受講料 及び 修了証送付手数料

● 受講料 12,960 円（本体価格 12,000 円＋消費税 960 円）

・テキスト代は含まれておりません

● 修了証送付手数料 500 円（税込）

（修了証を複数人分まとめてご郵送ご希望の際は、支部へお問い合わせください）

■ テキスト(講習使用テキスト)

・(普通)第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト(平成 29 年 8 月 18 日改訂第 9 版第 3 刷) 1,030 円(税込)

・ボイラー及び圧力容器安全規則(平成 29 年 7 月 27 日改訂第 11 版) 1,130 円(税込)

■ 申込み方法

① 来所申込

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、受講料・修了証送付手数料・テキスト代に同一の写真 2 枚(タテ 30mm、ヨコ 24mm、上半身、正面、脱帽)を添えて神奈川支部事務所へご持参ください。

(写真 2 枚のうち 1 枚は申込書の写真貼付欄に貼り付け、1 枚は申込書に添付してください)

申込と同時に受講票とテキストをお渡しします。

② 郵送申込

郵送でお申込みの場合は、次の書類・料金を現金書留で神奈川支部事務所へ郵送してください。

(1) 所定の申込書(写真2枚含) (2) 受講料 (3) 修了証送付手数料 (4) テキスト代

(5) テキスト送付手数料(※)

※テキスト送付手数料 600 円 (2 名同時申込みの場合は 800 円、3 名以上は 1,000 円になります)

テキストを購入しない場合は、(1)～(3)に受講票・領収証の送付用返信用封筒(82 円切手貼付・送付先記入)を同封して下さい。〈お持ちのテキストの発行年月日に留意して下さい。〉

● 受講受付後は、受講料・テキスト代は返却いたしかねますので予めご了承ください。

■ その他 この講習は厚生労働省が定める「短期訓練受講費」制度に該当します。

■ 申込開始日

平成 31 年 1 月 10 日(木)より 定員<44 名>になり次第締切ります

最少実行人数に満たない場合は、講習を取りやめる場合があります。(中止の場合は、受講料のみ返却致します)

申込状況は、神奈川支部事務所へお問い合わせください

■ 申込み・お問い合わせ

一般社団法人日本ボイラ協会神奈川支部

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-21-1 ダイヤビル6階

TEL:045-311-6325 FAX:045-313-1866

<窓口営業時間>9:00～17:00(12:00～13:00 はお昼休み)※講習受付時間は 16:30 まで (土・日・祝日はお休みです)